

第3期可児市地域福祉活動計画

平成31年(2019年) ▶▶平成35年(2023年)

私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児



1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や近隣関係の希薄化が進む中で、市民・団体等の主体的な活動が一層求められています。また、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆるダブルケアや老老介護といった課題が複合化・複雑化しているケースや、支援制度の狭間にあるケース、支援を必要としていても自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなど、新たな課題が顕在化してきています。

こうした多様化する課題を解決するため、地域住民全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、分野の横断的な取り組みを進めていく必要があります。

以上を踏まえ、この「第3期可児市地域福祉活動計画」は、これまでに可児市社会福祉協議会（市社協）が取り組んできた取り組みの進捗や新たな課題及び社会の潮流や国の動向などを踏まえ、地域福祉をより充実・推進させるために策定しました。

2 地域福祉計画との連携

可児市が策定する「第3期可児市地域福祉計画」は、これからの可児市における地域福祉の方向性や理念を示したものです。一方、この計画は、地域福祉計画の方向性や理念を実現する具体的な取り組みとして、計画を策定しています。

策定においても、地域福祉計画と一体的に進めながら、地域福祉計画と本計画の両方の計画が、車の両輪のように動くことが重要であるため、可児市と市社協が、理念と方向性を共有し、連携・協働しながら本計画の策定を進めました。

地域福祉活動計画と地域福祉計画の両方が、

車の両輪のように動くことが重要

地域福祉計画

理念やしくみをつくる計画

地域福祉活動計画

具体的な取り組みを示す計画



3 計画推進のための施策体系

この計画は、市と方向性を共有し、連携して地域福祉を推進するため、本計画の基本理念、めざすイメージ、基本目標等について、「第3期可児市地域福祉計画」との整合を図りました。



【めざすイメージ】

私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児

基本目標	施策の方向性	施策
I 地域の組織と活動の活性化	1 身近な地域での福祉活動の推進	(1)地域福祉活動の強化 (2)既存資源を活用した活動拠点づくり (3)活動促進のための人材育成 (4)地域団体の活動の活性化
	2 地域交流の場づくり	(1)地域における交流の場づくり
	3 地域ぐるみの子育て	(1)子どもを育てやすい環境づくり
II 福祉教育とボランティア活動の推進	1 福祉教育の推進と広報・啓発	(1)福祉の啓発のための広報・働きかけ (2)福祉教育の推進
	2 ボランティア活動の推進	(1)ボランティア活動の周知・支援 (2)ボランティア活動に取り組みやすいしくみづくり
III 福祉サービスの利用促進	1 福祉サービスに関する情報の提供	(1)きめ細やかな情報提供体制づくり
	2 相談窓口の充実	(1)包括的支援体制の構築 (2)相談支援の質の向上
	3 サービスの質と量の向上と新たな福祉サービスの創出	(1)支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供 (2)移動支援のサービスの充実
	4 権利擁護の推進	(1)成年後見制度等の普及・啓発 (2)市民の権利擁護のための体制構築
	5 多様な福祉課題への対応	(1)様々な理由で生活に困っている方への支援
IV 安心、安全な地域づくりの推進	1 防災・減災に取り組む地域づくり	(1)防災・災害時支援の体制づくり

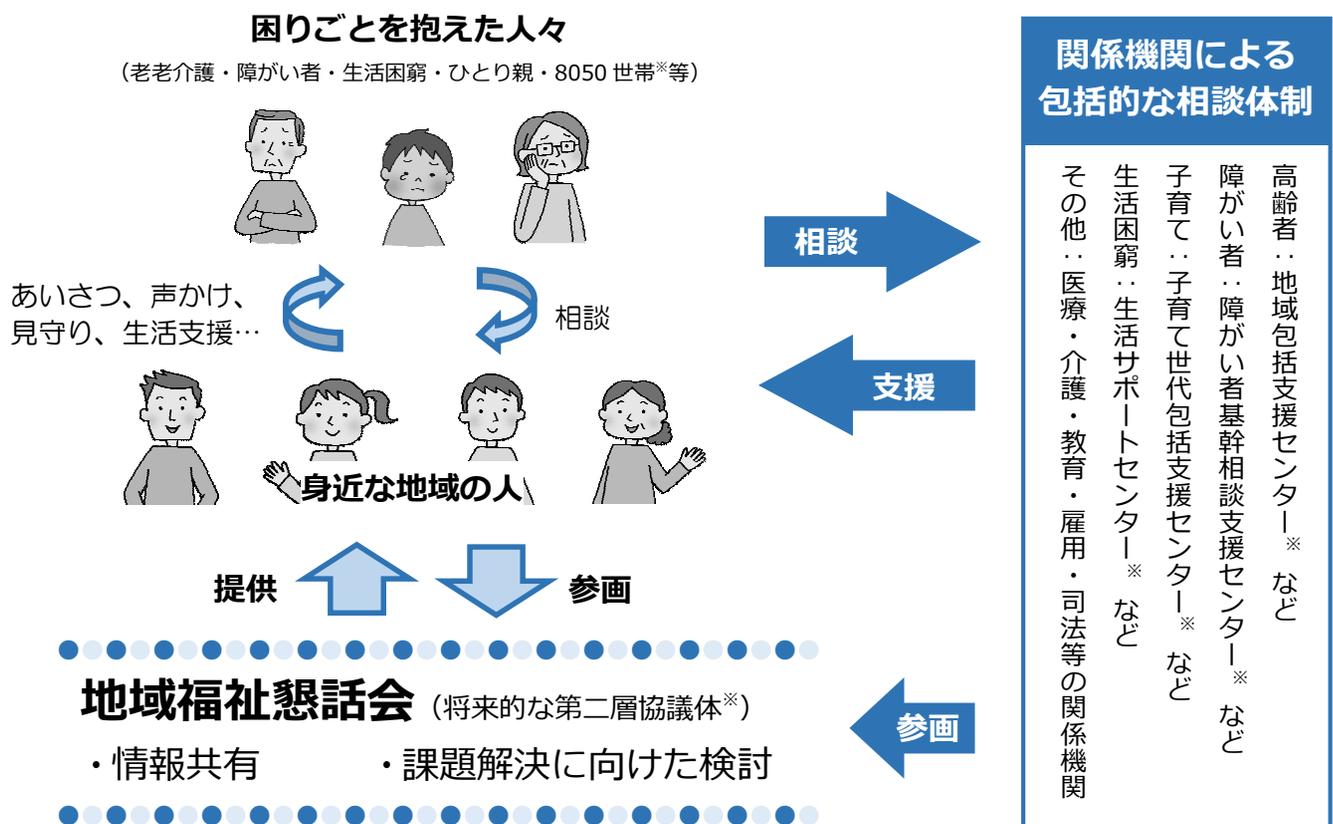
4 第3期計画推進のためのポイント

第2期計画においての地域福祉の推進は、主に地区社協活動やふれあい・いきいきサロンの活動への支援を中心に取り組んできました。その結果として、サロンは増加傾向にあり、地域住民相互の支え合い活動である生活支援や移動支援の機運が市内各所で高まり、地域福祉懇話会も開催されています。

今後、本市における地域福祉の推進も地域包括ケアシステムを強化し、福祉や医療、教育等の様々な分野との連携により、高齢者だけでなく、すべての市民が地域の中で暮らしやすいまちにするとともに、様々な理由で困難を抱える人の活躍の場を広げ、包括的な支援による地域課題の解決を図る体制の構築をめざします。

この体制の中心が「地域福祉懇話会」です。地域住民だけでなく、関係機関にも積極的に参画してもらうことで、まずは地域の生活課題を地域全体で情報共有をすることから取り組み、解決に向けた体制を整えるように取り組んでいきます。

地域における包括的な支援体制のイメージ



※用語説明

※地域包括ケアシステム:住み慣れた地域で生活を営むための住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制です。

※8050世帯:80代の親が収入のない50代の子と同居したまま、外とのつながりが途絶えて孤立し、生活が行き詰る世帯のことです。

※地域包括支援センター:市内に暮らす高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する機関です。

※障がい者基幹相談支援センター:障がい者に関する相談や助言、また、そのための関係機関との連携などにおける中核的な機関です。

※子育て世代包括支援センター:妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための相談機能を担う機関です。

※生活サポートセンター:生活が困窮している方に対し、生活保護に至る前に、様々な支援を担う機関です。

※第二層協議体:市内の日常生活圏域(14の連絡所単位)で、地域課題の情報共有や解決に向けた取り組みについて話し合う協議体です。

5

市民・地域に期待される役割と重点を置く取り組み

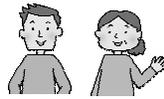
4つの基本目標ごとに、「市民に期待される取り組みや役割」「地域に期待される取り組みや役割」と、市社協が特に重点的に取り組む重点施策を位置づけます。

基本目標 I 地域の組織と活動の活性化

～ 重点取り組み ～

- 地域福祉懇話会（地域の福祉課題や活動の情報共有を行う場）が、市内14地区で継続的に開催されるよう支援します。また、地域福祉懇話会を発展させて、自発的かつ継続的な話し合いの場（第二層協議体）につながるよう支援します。
- 地域福祉懇話会の開催状況や内容について、周知に努めます。
- 「生活支援コーディネーター」の配置について、市と連携して進めます。
- 地区社協や自治会等との連携や情報交換を図りながら、人材発掘・リーダー育成を図ります。
- 地域福祉活動の必要性や活動技術を学ぶ「市民向けフォーラム」や「ボランティア養成講座」を開催します。
- 高齢者や子育て中の親子、障がい者など市民が集まって交流できる、ふれあい・いきいきサロンの運営を支援します。

市民に期待される役割や取り組み



- 地域の中で、積極的に声掛けやあいさつをしましょう！
- 地域の集いの場やイベント、地域福祉懇話会に参加しましょう！
- 「地域で活動していてよかった！」という体験談を、身近な人に伝えましょう！
- 地域の集いの場やイベントに参加したら、次は友人・知人にも活動を紹介し、誘い合いましょう！



ふれあい・いきいきサロン研修会の様子

地域に期待される役割や取り組み



- 子育て世代や高齢者、障がい者など様々な世代が参加できたり、集まれたりする場づくりについて考えましょう！
- サロン立ち上げ等の成功例が発表でき、市民の体験談などが共有できる地域福祉懇話会を定期的で開催しましょう！



子育てサロンの様子

	指標	算出方法	現状	目標
			平成29(2017)年度	平成35(2023)年度
数値目標	ふれあい・いきいきサロンの数	市社協に登録された多世代、高齢者、子育て等のふれあい・いきいきサロンの数(年度末)	97か所	135か所

基本目標Ⅱ 福祉教育とボランティア活動の推進

～ 重点取り組み ～

- 「地域支え愛ポイント制度」により、子育ての安心づくりと高齢者の安気づくりを目的とした地域福祉活動に対して、「K マネー」（地域通貨）と交換できるポイントを付与し、市民のボランティア活動参加を促進します。
- 市民がボランティアに取り組むきっかけを増やすため、ボランティア養成講座を実施します。
- これまでボランティア活動等に参加してこなかった人に参加してもらえるようなしくみを研究します。

市民に期待される役割や取り組み



- 家族で地域のボランティア活動や地域活動に参加しましょう！
- 地域で開催されるイベントなどに関心を持ち、参加しましょう！
- 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、まわりの人と協力して、何かをやる場に積極的に参加しましょう！
- できる範囲のちょっとしたボランティア活動に参加しましょう！
- 自身や地域のボランティア活動を支援するため、各種募金、市や市社協への寄付、また、ふるさと応援寄付金等に協力しましょう！

地域に期待される役割や取り組み



- 男性が参加しやすい場やイベントについて考えましょう！
- 子どもたちが参加しやすく、交流できるイベントを考えましょう！
- 気負わずにできる手助けと、ちょっとした困りごとを地域の中で助け合えるしくみを考えてみましょう！
- ボランティアの調整役やリーダー的存在を発掘し、育てましょう！
- 地域にはいろいろな活動はありますが、意外と知られていないことがあるので、まずは地域の中で知ってもらいましょう！
- 地域にあるいろいろな活動や積極的に活動してもらえる人を知りましょう！



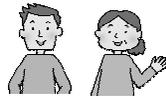
	指標	算出方法	現状	目標
			平成29(2017)年度	平成35(2023)年度
数値目標	ボランティアセンターの登録人数	ボランティアセンターに登録された個人と団体の構成人数の合算数(年度末)	2,755人	増加

基本目標Ⅲ 福祉サービスの利用促進

～ 重点取り組み ～

- 高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、福祉に関連する各種相談窓口の機能を充実します。
 - － 地域包括支援センターの相談支援の機能の深化
 - － 障がい者基幹相談支援センターの運営による障がい者への総合的な相談支援機能の充実
 - － 民生児童委員や司法書士の協力を得ながら、心配ごと相談の実施
 - － 生活サポートセンターにおける、生活に困っている人への伴走型支援
- 認知症の高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等、判断能力は十分でない人の成年後見制度の利用を支援するため、権利擁護講演会の開催や関係機関と連携して出張講話などを行い、権利擁護、成年後見制度に関する普及啓発を行います。
- 権利擁護事業として、以下の4つの事業を実施し、状況に応じて切れ目なく見守ることができる体制を整えます。また、関係機関と連携しながら事業の周知を図り、積極的な利用を進めます。
 - － 法人後見事業
 - － 日常生活自立支援事業
 - － 預託金によるサービス（死後事務委託）
 - － 入退院時支援サービス

市民に期待される役割や取り組み



- 広報紙を読みましょう！
- ホームページ、SNS等で発信される市の情報に注目しましょう！
- 家族や友人とウォーキングや散歩をする時には、近所の高齢者や障がい者、子どもなどに気かけましょう！

地域に期待される役割や取り組み



- 福祉について、楽しく学べる勉強会の開催を考えましょう！
- 地域で困っている人がいたら、相談機関に繋がしましょう！



かに社協だより ころん

	指標	算出方法	現状	目標
			平成29(2017)年度	平成35(2023)年度
数値目標	権利擁護に関する啓発回数	ず〜っとあんき支援事業（法人後見事業や日常生活自立支援事業等）に関する研修や学習会の回数（年度合計）	2回/年	6回/年

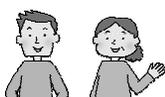
基本目標Ⅳ 安心、安全な地域づくりの推進

～ 重点取り組み ～

- 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を継続的に行います。
- ボランティア団体「災害ボランティアサポート※」と連携を図りながら災害時にセンターの運営が適切にできるよう準備を進めます。

※災害ボランティアサポート：可児市で大規模な災害が発生し災害ボランティアセンターが設置された場合に、その運営支援を目的に設置されたボランティア団体。

市民に期待される役割や取り組み



- 災害に関心を持ち、少しでも災害の被害を軽減できるように備えましょう！
- 全国で起こる災害に対し、災害ボランティア活動や義援金活動について知りましょう！

地域に期待される役割や取り組み



- 様々な団体同士で連携を図りながら地域の防災・防犯体制を整備していきましょう！
- 災害が発生した時には近隣で助け合い、災害からの被害を少なくしましょう！
- 減災に地域全体で取り組みましょう！

	指標	算出方法	現状	目標
			平成29(2017)年度	平成35(2023)年度
数値目標	災害ボランティア登録者数	災害ボランティアサポートの会員数(年度末)	44人	増加

6 社会福祉協議会の発展・強化に向けて

市社協の活動を安定的に行い続けるため、可児市の地域福祉の推進に積極的に寄与するための体制づくりを進めます。

● 可児市社会福祉協議会の体制づくりに向けた取り組み（抜粋） ●

(1) 組織体制の強化

- 地域福祉における地域への支援、一人ひとりの生活を支援する個別支援をより強化し、専門的に取り組める組織体制を整備していきます。
- 外部の研修会等を積極的に活用します。

(2) 会費や寄付金増加への取り組み

- チラシなどにより、会費や募金の使い道をわかりやすく周知します。
- 啓発も兼ねた街頭募金活動を実施します。
- 赤い羽根協力店が増えるよう事業への理解促進、啓発に努めます。

(3) 経営改善

- 人材育成の面で、資格取得に関する支援体制を整備します。
- 休日等の対応を含め福祉サービスの質の向上に努めます。
- 国や県、市、財団法人などの助成制度を積極的に活用していきます。

(4) 社協の啓発

- 新聞、テレビ等、特にケーブルテレビ可児やFMららに取材してもらえるようにPRしていきます。
- 市社協イメージキャラクター「こころん」を有効活用した広報戦略を検討します。

7 社会福祉協議会について

市社協とは、社会福祉法の第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている、営利を目的としない民間組織です。

地域住民と最も密接に関わりながら、行政や地域福祉活動団体、ボランティア、NPO、事業所等と連携し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの実現をめざし、様々な活動を行っています。

8 地区社会福祉協議会について

地区社会福祉協議会（「地区社協」）は、可児市の自治連合会の区域ごとに組織されている任意の団体です。

それぞれの地区の状況やニーズに応じて活動を展開しており、「地域福祉の推進」という目的は市社協と同じですが、地区社協ごとに独自で活動計画を立てています。

したがって、市社協と地区社協は、相互に対等な関係です。

9 可児市社会福祉協議会のこれまでの取り組み

市社協は、主に地域で福祉活動をする団体などの支援、ボランティアをしたい人と、してほしい人をコーディネートなどをするボランティアセンターの運営、高齢者、障がい者、生活困窮者などの困りごとの相談支援、福祉サービスの提供、老人福祉センターの運営など多様な社会福祉事業を展開しています。

主な活動内容

○地域での福祉活動の支援

地区社協活動やふれあい・いきいきサロンなどの地域福祉活動の支援

○ボランティア活動の支援

ボランティアコーディネート及びボランティア活動に関する情報提供、相談、地域支え愛ポイント制度の運営

○生活サポートセンター（一部受託）

生活に困っている人を支援する生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金等における支援、日常生活自立支援事業や法人後見事業などの権利擁護事業の実施

○老人福祉センター福寿苑の運営（指定管理）

60歳以上の人を対象とした、健康増進やレクリエーション・交流の場を提供する施設の運営

○障がい者生活支援センター ハーモニー（受託）

障がい者の生活全般の相談対応、日中活動・余暇活動の支援、講座の開催

○障がい者基幹相談支援センター（受託）

障がいに関する総合的、専門的な相談支援

○北部地域包括支援センター（受託）

高齢者の生活支援及び相談対応。その他、高齢者虐待防止や権利擁護

○介護保険の居宅介護支援（ケアマネジメント）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成。サービスの調整及び相談

○高齢者や障がい者への訪問介護（ホームヘルプ）

在宅で生活する高齢者や障がい者の身体介護、家事支援

○福寿苑デイサービスセンターの運営（指定管理）

要介護者等が入浴したり、レクリエーションなどをして1日を過ごす通所介護施設の運営

○ふれあいの里可児の運営（指定管理）

就労継続支援B型

障がい者への作業活動の提供や日常生活において必要な支援の実施

生活介護

障がい者の日常生活における介護や支援、創作活動の提供

【概要版】第3期可児市地域福祉活動計画（平成31年(2019年)3月）

発行：社会福祉法人 可児市社会福祉協議会
〒509-0207 岐阜県可児市今渡 682 番地 1
TEL：0574-62-1555 FAX：0574-62-5342